

## 令和4年漁期 さばすくい網漁業及び棒受網漁業に係る協議事項の要点

### (静岡県)

はじめに

今回、本県の標記漁業の許可又は起業の認可に関する取扱要領について、公示制度に対応するための変更を行いました。以下の資料については、実質的変更のあった箇所のみ下線を引いております。

#### 第1 さばすくい網漁業

1 静岡県におけるさばすくい網漁業の定義（適用範囲）につきましては、従前のおりです。

2 許可等の上限は52隻を予定しています（昨年同数）。

(1) 都県別の許可等の上限は以下のとおりです（昨年同数）。

静岡県：15隻、東京都：1隻、千葉県：10隻、神奈川県：26隻

(2) 許可枠のうち大型船舶の許可等の枠は以下のとおりです（昨年同数）。

静岡県：3隻、東京都：1隻、千葉県：1隻、神奈川県：2隻

(3) 許可枠は以下の方法で算出しました（昨年同様）。

ア (25トン以上100トン未満) 8月末現在の隻数を上限とする。ただし、東京都と神奈川県については現在の許可等の上限と同数とする。

イ (25トン未満) 現在の許可等の上限と同数とする。

#### 3 制限措置

(1) 漁業種類 さばすくい網漁業

(2) 許可等をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数

ア「新トン数適用船舶」については総トン数25トン以上100トン未満、「旧トン数適用船舶」については総トン数20トン以上70トン未満(※)

静岡県：3隻、東京都・千葉県・神奈川県：2隻

イ「新トン数適用船舶」については総トン数25トン未満、「旧トン数適用船舶」については総トン数20トン未満

静岡県：3隻、東京都・千葉県・神奈川県：0隻

- (3) 推進機関の馬力数 定めなし
  - (4) 操業区域 (県内船) 静岡県海面  
(県外船) 静岡県海面(ただし、石廊崎灯台と御前崎市御前崎灯台を結ぶ線以北の駿河湾内を除く。)
  - (5) 漁業時期 周年
  - (6) 漁業を営む者の資格
    - ア 県内漁業者 静岡県内に住所を有し、かつ、県内を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者
    - イ 千葉県内、東京都内又は神奈川県内に住所を有し、かつ、住所地と同一の都県を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者
- 4 条件
- (1) 漁業権漁場内において操業する場合は漁業調整を行わなければならない。  
い。
  - (2) たも網の口径は70センチメートル以下でなければならない。
  - (3) たもすくい網による漁獲は人力のみによらなければならない。
- 5 許可等を申請すべき期間は、令和3年9月9日から10月8日までを予定しています。
- 6 許可等の有効期間は、令和3年11月1日から令和4年10月31日までを予定しています。
- 7 申請の際に添付する書類
- (1) 申請理由書
  - (2) 漁船原簿謄本(県外に住所を有するもの)
  - (3) 共同経営する場合は、代表者選定届及び印鑑証明書
  - (4) 用船する場合は、船舶使用承諾書及び印鑑証明書
  - (5) 法人にあっては、定款及び登記簿謄本
  - (6) 起業の認可申請の場合は、船舶件名書
  - (7) 申請時に当該漁業の許可又は起業の認可を有する者は許可証若しくは認可指令書又はその写し
  - (8) 県内に住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)を有しない者が申請する場合は、その住所の所在する都県の知事の意見書

(9) 所属する漁業協同組合の代表理事の副申書（任意）

(10) 業種別団体に加入している者は、当該団体の代表権を有する者の副申書（任意）

8 漁獲成績報告書の提出期限及び報告の期間については時点更新のみです。

9 令和3年漁期さばすくい網漁業の操業実績は以下のとおりです。

許可隻数：8隻（うち操業隻数0隻）

水揚げ量：0トン（昨年比－％）

水揚げ金額：0千円（昨年比－％）

## 第2 棒受網漁業

1 静岡県における棒受網漁業の定義（適用範囲）につきましては、従前のとおりです。

2 令和3年漁期の許可等の上限は17隻を予定しています（昨年同数）。

(1) 都県別の許可等の上限は以下のとおりです（昨年同数）。

静岡県：9隻、東京都：1隻、千葉県：6隻、神奈川県1隻

(2) 許可枠は以下の方法で算出しました（昨年同様）。

8月末現在の隻数に階層移動充当枠5隻を加え定数とする。ただし、東京都と神奈川県については現在の許可等の上限と同数とする。

3 制限措置

(1) 漁業種類 あじ、さば棒受網漁業

(2) 許可等をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数

「新トン数適用船舶」については総トン数100トン未満、「旧トン数適用船舶」については総トン数70トン未満(※)

静岡県：3隻、東京都・千葉県・神奈川県：1隻

(3) 推進機関の馬力数 定めなし

(4) 操業区域 (県内船) 静岡県海面

(県外船) 静岡県海面(ただし、石廊埼灯台と御前崎市御前埼灯台を結ぶ線以北の駿河湾内を除く。)

(5) 漁業時期 周年

(6) 漁業を営む者の資格

ア 県内漁業者 静岡県内に住所を有し、かつ、県内を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者

イ 県外漁業者 千葉県内、東京都内又は神奈川県内に住所を有し、かつ、住所地と同一の都県を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者

#### 4 条件

- (1) 1月1日から3月31日までの間は、日没から日出までの間は操業してはならない。
- (2) 4月1日から5月9日までの間は、静岡県下田市神子元島灯台から和歌山県串本町潮岬灯台を見通した線以南の静岡県海面において夜間操業してはならない。
- (3) 漁業権漁場内において操業する場合は漁業調整を行わなければならない。

(県内船)

- (4) 石廊崎灯台と御前崎市御前崎灯台を結んだ線以北の海面、通称金州の瀬及びかどの瀬において、日没から日出までの間は操業してはならない。

(県外船)

- (4) 通称金州の瀬及びかどの瀬において、日没から日出までの間は操業してはならない。
- (5) 定置漁具の沖端から沖へ2,000メートル以上離れて操業しなければならない。

5 許可等を申請すべき期間は、令和3年9月9日から10月8日までを予定しています。

6 許可等の有効期間は、令和3年11月1日から令和4年10月31日までを予定しています。

#### 7 申請の際に添付する書類

- (1) 申請理由書
- (2) 漁船原簿謄本（県外に住所を有するもの）
- (3) 共同経営する場合は、代表者選定届及び印鑑証明書
- (4) 用船する場合は、船舶使用承諾書及び印鑑証明書
- (5) 法人にあつては、定款及び登記簿謄本

- (6) 起業の認可申請の場合は、船舶件名書
- (7) 申請時に当該漁業の許可又は起業の認可を有する者は許可証若しくは認可指令書又はその写し
- (8) 県内に住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）を有しない者が申請する場合は、その住所の所在する都県の知事の意見書
- (9) 所属する漁業協同組合の代表理事の副申書（任意）
- (10) 業種別団体に加入している者は、当該団体の代表権を有する者の副申書（任意）

8 操業報告書の提出期限及び報告の期間並びに許認可方針の有効期間については時点更新のみです。

9 令和3年漁期棒受網漁業の操業実績は以下のとおりです。

許可隻数：5隻（うち操業隻数0隻）

水揚げ量：0トン（昨年比-%）

水揚げ金額：0千円（昨年比-%）

(※) 平成3年度及び平成4年度に実施した、この漁業に係る「資源管理型漁業構造再編緊急対策事業」に残存者として参加した漁業者の申請に係る船舶であって、かつ知事が特に認めた場合、「新トン数適用船舶」については総トン数150トン以下、「旧トン数適用船舶」については総トン数100トン未満とする。